

13

検査

13 検査

1 解説

給水装置工事は、本指針に基づき設計施工し、企業団の検査を受けなければならない。検査は、給水装置工事が適切に施工されている事を最終的に確認する重要な作業である。主任技術者は、給水装置工事において、使用した材料が給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを確認すると共に、適切な施工方法の指導監督、関係法令等に定められた事項の遂行、完成図面の作成など必要な作業を終了させなければならない。その為、自主検査を行うとともに、「給水装置工事竣工チェックリスト」に記入し、給水装置工事竣工図（以下、「竣工図」という。）と共に企業団に提出すること。検査の結果、不良と認められる箇所がある場合は、全力をあげてその改善に努め、再検査を受けなければならない。

2 中間検査

中間検査とは、竣工検査で確認できない箇所について工事施工中にあらかじめ行う検査をいう。検査内容は以下のとおりである。

(1) 直結増圧式給水

- (ア) PS 内縦管最頂部（吸排気弁・水撃防止器具・バルブ）及び最下部（分岐部のバルブ）が事前協議のとおり施工されていること。
- (イ) PS 内において縦管からの分岐部が事前協議のとおり施工されていること。
- (ウ) 不同沈下対策用のフレキシブルジョイント（L=600 mm）が埋設されていること。
ただし、高密度ポリエチレン管を使用する場合はこの限りではない。

(2) 給水装置先行取出工事

給水装置先行取出工事における中間検査項目は表 13-1 のとおりである。

3 工事検査

工事が完了した給水装置は、給水用具の設置位置等を竣工図と照合しながら水道法施行令第 6 条（給水装置の構造及び材質の基準）及び本指針に適合しているか次の事項を検査する。

(1) 提出図面

工事竣工後、第 14 章に規定する書類を企業団へ提出すること。

(2) 書類検査

- (ア) 主任技術者より提出された竣工図が申請内容と相違がないこと。
- (イ) 竣工図の内容に変更点がある場合、更正申請を行うこと。

(3) 現場検査

検査内容は、竣工検査項目共通事項（表 13-2）に基づき、下記の検査を行う。なお、直結増圧式給水、貯水槽式給水及び給水装置先行取出の場合は、検査項目について共通事項の他、各章に定める。

- (ア) 分岐部オフセットの確認
- (イ) メーターの設置に関する確認
- (ウ) 止水栓の設置に関する確認

- (エ) 管延長の確認
- (オ) ボックスの設置に関する確認
- (カ) 配管及び給水栓の設置に関する確認
- (キ) 機能確認
- (ク) 耐圧試験
- (ケ) 残留塩素の確認
- (コ) 水道番号の掲示確認

表 13-1…給水装置先行取出工事中間検査項目

No.	項目	検査内容・手順
(1)	洗管作業	排水弁（止水栓）が閉栓していること確認し、エア抜きのため少し開栓する。
		道路乙止水栓を慎重に開栓する。（半開までゆっくり開栓）
		排水弁を微調整して洗管する。 ※濁りが解消されるまで
		排水作業時間を記録する。
(2)	水質検査	水に濁り・錆等が含まれていないことを目視確認する。
		排水先にて残留塩素を測定する。
(3)	常圧試験	排水管にて常圧測定を行う。
		測定状況の写真撮影を行う。
(4)	耐圧	排水管にて、水道配水用ポリエチレン管工事標準仕様書に準じて耐圧試験を行う。
		開始時及び終了時の写真撮影（アップ写真含む）を行う。
(5)	外観検査	設計図と整合すること。（止水栓の材料、位置、及び傾き等）
		排水管標示ピンを提供し、U字溝排水管設置場所にボンドで固定する。
		U字溝内排水管を1 cm～2 cm残して切断する。

表 13-2…竣工検査チェック項目（共通事項）

No.	項目	検査項目	検査内容
(1)	分岐位置	①	分岐部オフセットの確認 2点以上で正確に測定されていること。
(2)	メーター	②	メーターの設置に関する確認 逆付け、片寄りがなく、水平に取付けられていること。 検針及び取替え時に支障がないこと。
		③	
(3)	弁体及びボックス	④	操作に支障がないこと。
		⑤	止水栓の設置に関する確認 逆付け及び傾きがないこと。
		⑥	スピンドルの位置が筐の中心にあること。
(4)		⑦	管延長の確認 竣工図と整合すること。（延長は中心線を基準とする。）
(5)		⑧	ボックスの設置に関する確認 傾き及び設置基準に適合すること。
(6)	配管	⑨	配管及び給水栓の設置に関する確認 延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。（目視できる範囲） 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 口径、経路、構造等が適切であること。（目視できる範囲） 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止する為の適切な措置がなされていること。 逆流防止の為の給水用具の設置、適切な吐水口空間の確保等がなされていること。 クロスコネクションがなされていないこと。 適切な接合が行われていること。（継手部より水漏れ等ないこと。）
		⑩	
		⑪	
		⑫	
		⑬	
(7)	機能	⑭	機能確認 給水栓から放流時に、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態が正常であること。
(8)	耐圧	⑮	耐圧試験 0.74Mpaを5分間維持する耐圧試験を行い、漏水及び抜け等の異常がないこと。
(9)	水質	⑯	残留塩素の確認 給水栓における水が、遊離残留塩素が0.1mg/ℓ（結合残留塩素の場合は、0.4mg/ℓ）以上保持されていること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/ℓ（結合残留塩素の場合は、1.5mg/ℓ）以上とする。
(10)	水道番号の掲示等	⑰	水道番号に関する確認 メーターボックスの蓋裏に、「水道番号」「施工日」「指定工事業者名及び連絡先」が記入されていること。 水道番号プレートが所定の位置に貼付けされていること。 （メーターボックス蓋裏又はPS扉等）※水道番号プレートは再発行をしない。 水道番号に対する量水器番号が正しいこと。
		⑱	
		⑲	